別紙1

「草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集

(1) 募集期間 平成26年2月10日~平成26年3月1日

公表の日から20日間

(2) 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参

(3) 募集結果 提出意見 5件

2 いただいたご意見に対する市の考え方

「草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」素案に対し募集期間(2月10日~3月1日)中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

ご意見の概要	市の考え方・対応
・いじめを受けている子ども、いじめを行っている子ども、そしていじめを見ている立場の子どもについて、それぞれ当事者の経験を数多く聞く機会を常に持ち、丁寧な検証と対応の検討を希望します。また、教師や保護者からの体験も聞く機会を持つよう望みます。	・子ども・教師・保護者が、いじめを経験した様々な立場の人の悩みや苦悩を知ることは、いじめ防止の視点からも大切であると考えます。「いじめ問題対策連絡協議会」や「教育委員会の附属機関」等で、検討してまいります。
	・いじめを受けた子どもへの対応で、「注意深〈見守り、安心感をもたせながら支援を行う」という表現に、ご指摘の内容のことがこめられております。
・「第1章、4責務、(4)子どもとして」の ~ は、削除すべきだと考えます。この方針は、子どもの義務ではなく、大人の義務を定めているものだと思います。	・基本理念の中で、いじめは子どもの人権侵害であると明記しました。さらに、子どもは権利の主体であるとともに、その権利を侵すのも子どもです。ですから、「子どもとして」の ~ を示すことで、子どもの権利を守っていると考えます。また、大人の責務を明確にし、環境を整えることで子どもの権利を保障しております。
・未然防止の文章の中に、学校教育のあるべき基本的な姿勢を明確に示すという意味で、「一人ひとりを大切にし、信頼と友愛に満ちた学校づくりを進める。お互いを大切にして共に成長し合える学びを保障し、よりよい人間関係を構築していくことを基礎として教育実践を進める」という一文を入れることを望みます。	・方針では、P16に「子ども一人ひとりを大切にする教育実践を行うことを土台に」と記載しております。さらにP17では、「学校の教育活動全体をとおして、子ども一人ひとりを大切にし、子どもとの信頼関係づくりに力を注ぐ」と記載いたしました。
・いじめ問題の解決のためには、学校や教育委員会とは独立した組織や個人の存在が重要です。スクールカウンセラーやさわやか相談員を、学校とは一線を画した存在として位置付けることや、学校や教育委員会とは独立し、解決のための権限をもった第3者機関を設置する必要があると思います。	・スクールカウンセラーやさわやか相談員を、学校とは一線を画した存在として位置付けることは重要だと思いますが、スクールカウンセラーやさわやか相談員は、子どもや保護者に寄り添いながら相談業務に当たり、いじめ問題等の解決ために有効に機能しております。

お問い合わせ 指導課 生徒指導係 048-922-2748 (内6833)